

令和6年11月定例県議会
教育警察常任委員会説明資料

(その他報告事項)

教育委員会

「くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略」【概要】

くまもと新時代共創基本方針の概要

1 策定の趣旨

<基本方針の位置付け>

- ・県政における最上位の方針。県政運営の基本的な考え方を示すもの。
- ・別に定める「くまもと新時代共創総合戦略」と合わせて「熊本県版総合戦略」を構成し、地方創生の取組みを推進。

2 取り巻く環境の変化

(1) 人口の動向

少子化と人口減少

(2) 半導体関連産業の更なる集積

TSMCの県内進出と半導体関連産業の更なる集積

(3) 海外との交流の加速化

訪日旅行客及び外国人住民の増加

(4) 災害からの復旧・復興、災害に強い県土づくり

熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興

(5) デジタル化の進展

社会のデジタル化と国、熊本県における取組み

(6) S D G s の浸透

S D G s の意識浸透と県内登録事業者の拡大

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題（R2～R5）

(成果) ・熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの創造的復興

・新型コロナへの対応と産業の振興、地域活性化

・TSMCの県内進出に伴う周辺環境の整備

(課題) ・少子化、人口減少の進行

5 緑の流域治水の推進と五木村・相良村振興、水俣病問題への対応

(1) “命と清流を守る”緑の流域治水の推進と五木村・相良村振興

- ・流域全体の総合力で安全・安心を実現する「緑の流域治水」の推進
- ・“命と清流を守る”新たな流水型ダムの整備推進
- ・流水型ダムの建設により影響を受ける五木村・相良村の振興

(2) 水俣病問題への対応

- ・公健法に基づく認定審査 ・被害に遭われた方々に対する療養の支援、日常生活の支援
- ・地域の融和対策の推進と水俣病の経験や教訓の発信、継承 ・健康調査についての国への協力
- ・水俣・芦北地域振興計画に基づく振興施策

<期間> 令和6年度（2024年度）～令和9年度(2027年度)

3 基本理念

県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る
～世界に開かれた熊本、世界へ羽ばたく熊本～

世界に広がる (国際)

・国の経済安全保障政策の中核となる世界的な半導体関連企業の進出も踏まえ、地域活力の創生に向けた取組みを推進。人・モノ・ビジネスの国際的な交流も加速・拡大。

・熊本県の強み（農林畜水産業、バランスの取れた産業、自然環境、防災力等）を更にステップアップさせ、世界に挑戦する県、「くまもと新時代」を目指す。

人を育てる (人材)

・地域活力に不可欠な「人材」の育成と、若者や高齢者、障がいのある人、女性など全ての人が自分らしく輝くことのできる社会を実現。

・個性と力を発揮できる「活躍の場」の創出を進め、さらなる「人材」の流入も促進。

共に創る (共創)

・こうした考えに基づき、「県民が主人公の県政」を進め、県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を県民の皆様と共に創る。

実現

4 取組みの基本的方向性

1 こどもたちが笑顔で育つ熊本

2 世界に開かれた活力あふれる熊本

3 いつまでも続く豊かな熊本

4 県民の命、健康、安全・安心を守る

施策を支える行財政運営、DXの推進、市町村との連携

くまもと新時代共創総合戦略の概要		「基本方針」に基づく施策の具体化	
＜総合戦略の位置付け＞ 別に定める「くまもと新時代共創基本方針」を具体化するための施策、取組み等を取りまとめたもの。 ＜期間＞ 令和6年度（2024年度）～令和9年度(2027年度) ＜施策・取組み＞			
1 こどもたちが笑顔で育つ熊本 （施策1）こども・若者がキラキラ輝く社会づくり ①「こどもまんなか熊本」の実現とこども・若者のライフステージに応じた支援 ②特に支援が必要なこどもへの支援 （施策2）家庭や子育てに夢を持てる社会づくり ①希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援 ②家庭のニーズに応じた子育て支援 （施策3）質の高い教育・未来を担う人材の育成 ①変化の激しい時代に対応した教育の推進 ②インクルーシブ教育システムの推進と多文化共生社会の実現 ③グローバル人材の育成 ④県立高校の魅力向上 ⑤私学の振興	2 世界に開かれた活力あふれる熊本 （施策1）「くまもとで働く」人材の確保・育成 ①大学等と連携した人材育成 ②様々な分野の人材確保 （施策2）世界に伍する産業拠点熊本の創出 ①半導体を中心とした新たな産業基盤の構築 ②「くまもと版スタートアップ・エコシステム」の創出 ③地域経済の振興 ④DXの推進 ⑤ビジネスの国際化・国際交流の促進 （施策3）「食のみやこ熊本県」の創造 ①農林畜水産業の担い手確保・育成 ②稼げる農林畜水産業の実践 ③食育の推進・食文化の発展 （施策4）スポーツ、観光、文化芸術の振興 ①スポーツ政策の推進 ②観光振興 ③文化芸術の振興 （施策5）交通の利便性向上 ①交通渋滞解消 ②交通体系の見直し ③熊本空港の活性化	3 いつまでも続く豊かな熊本 （施策1）豊かな自然の保全 ①水資源をはじめとした環境保全 ②ゼロカーボン社会及び循環型社会の推進 （施策2）移住定住、関係人口創出 ①移住定住、UIJターンの促進 ②魅力の発信、関係人口創出 （施策3）魅力ある地域づくり ①市町村との連携・地域特性を踏まえた地域振興 ②地域における移動手段の確保 （施策4）社会の多様性 ①人権教育・啓発の推進 ②多様な主体の社会参画 ③動物愛護の推進	4 県民の命、健康、安全・安心を守る （施策1）「緑の流域治水」を核とした創造的復興 ①「緑の流域治水」の更なる推進による一日も早い安全・安心の実現 ②若者が“残り・集う”産業・雇用の創出 （施策2）災害に強い県土づくり ①防災力の強化 ②防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備 （施策3）健康で長寿な社会の実現 ①人生100年時代の充実に向けた体制づくり ②地域共生社会の実現 ③健康危機に強い熊本 （施策4）安全・安心の地域づくり ①各種防犯対策、県民生活を脅かす犯罪の取締り等の推進 ②犯罪被害者支援 ③交通安全意識の普及啓発の促進 ④消費者被害の未然防止 （施策5）水俣病問題への対応 ①公健法に基づく認定審査 ②地域の保健医療福祉の充実 ③水俣・芦北地域の振興
主な重要業績評価指標 (KPI) 一覧			
・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒の割合(小学校・中学校) ・子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じる県民の割合 ・「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合(小中学生) ・探究的な学びにおいて、整理や分析を踏まえて、自分の考えを分かりやすくまとめ、発表した生徒の割合(高等学校)	・ブライト企業に就職した新卒学生数 ・製造品出荷額 ・半導体関連産業生産額 ・6次産業化関連販売金額 ・観光消費額 ・渋滞時における自動車の平均旅行速度 ・セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消に寄与する道路整備の進捗	・半導体関連企業の集積を見据えた地下水かん養対策によるかん養量 ・廃棄物の再生利用率 ・国内間の社会増減 ・阿蘇の草原面積 ・固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合	・球磨川水系河川整備率 ・高規格道路の整備進捗率 ・緊急輸送道路の防災点検要対策箇所の整備箇所数 ・土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数 ・日常生活動作が自立している期間の平均 ・介護ロボット・ICT機器を導入している入所系施設の割合 ・刑法犯認知件数
【推進体制】KPIを活用し、PDCA（計画、実行、評価、改善）やOODA（観察、判断、決定、行動）、有識者による評価を行い、進捗を可視化・管理する。			
2			

第4期熊本県教育振興基本計画最終案について

教育政策課

1 パブリックコメントの結果

(1)募集期間：令和6年(2024年)10月4日(金)から11月2日(土)まで

(2)意見の件数(意見提出者数)：32件(8人)

※重複を除く意見数(同趣旨の御意見を1件としてまとめたもの) 29件

(3)意見の取扱い：

反 映:寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの [7件]

参 考:今後の取組の参考とさせていただくもの [19件]

既記載:寄せられた御意見の趣旨・考え方が既に素案に記載されているもの [2件]

その他:素案以外についての御意見として整理したもの [1件]

2 計画に反映した主な御意見と県の考え方(案)

《策定の趣旨や計画の理念・体系》

- 国の「第4期教育振興基本計画」に基づき、「ウェルビーイング」の考え方を書き込むべき。
- 「策定の趣旨」に、「子供たちや教職員など教育に携わる全ての人々のウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態にあること)が向上するよう」の文言を追記。
- 第3期計画に記載されていたSDGsに関する記述が「計画の理念・体系」から消えており、その必要性について明記すべきである。
- 「基本理念と基本目標」に「SDGsの理念に沿った『誰一人取り残されない、持続的な社会』の視点を持つ」の文言を追記。

《特別支援教育の充実》

- 就学先決定の主語が市町村教育委員会となっているが、教育委員会が全て決めるような書き方はふさわしくなく、児童生徒や保護者の意見を尊重して決めることを明記すべき。
- 保護者や専門家の意見を聞いて、市町村教育委員会が就学先決定を行う旨の文言に修正。
障がいのある児童生徒の学びの場に関する取組については、法令等の趣旨を踏まえ、本人や保護者等の意見を可能な限り尊重するという考え方に沿って丁寧に進めていく。
- 「学びのものさし」が具体的に何を示しているのかよくわからない。本人や保護者の意向を否定したり、無視したりするなど権威的にならないか不安である。
- 「学びのものさし」の名称を変更するなどし、その考え方や仕組みについて、誤解や不安が生じず、わかりやすい表現になるよう検討していく。

《子供からの意見聴取・対話、計画の推進》

- 子供からの意見聴取は、施策策定時だけでなく、実施中の施策に対しても定期的に行うべき。
- 施策の評価においても、意見を反映させるための必要な措置を講じる旨の文言を追記。
- 少子化対策の「こどもまんなか熊本・実現計画」と本計画をどう連動させるか、言及すべき。
- 「県で策定する他の計画との整合」の箇所に、「特に子供に関連する計画」の文言を追記。

3 子供向けアンケートの結果

- (1)調査期間：令和6年(2024年)10月9日(水)から10月29日(火)まで
- (2)調査対象：熊本県内の小学校(5～6年)、中学校、義務教育学校(5年生以上)、高等学校、特別支援学校(小学部5年生以上、中学部、高等部)に通う子供たち
※私立学校を含む、熊本市立の学校を除く
- (3)調査方法：WEBのアンケートフォーム(Microsoft Forms)で回答(選択式＋一部自由記述)
※各学校や市町村教委に周知を依頼し、児童生徒の端末や家庭のスマートフォンから任意で回答
- (4)回答数：26,721件 ※対象者数(推定)は約92,600人、回答率は約29%

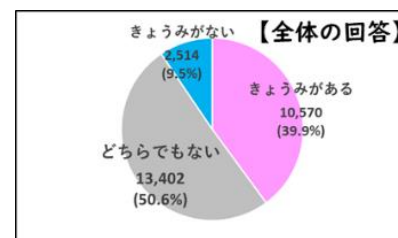
4 各設問に対する回答の傾向を踏まえて、計画に反映するもの

【設問】

学校で行われる、ひなん訓練やぼうさいの学習にきょうみがありますか。

【回答の傾向】

- ・小学生では約50%が『きょうみがある』と回答したが、中高生では『どちらでもない』『きょうみがない』の割合が小学生に比べ高くなった。
- 児童生徒に興味を持ってもらうための取組として、【取組7 学校の防災・安全対策の推進】の主な施策に、「○防災主任研修会における、児童生徒向けの防災教育や学校安全に関する動画や教材の活用と紹介」を追加。



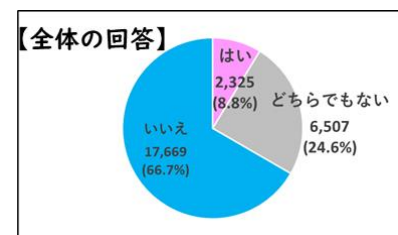
	きょうみがある	どちらでもない	きょうみがない
小	49.3%	42.1%	8.7%
中	36.8%	52.6%	10.6%
高	33.7%	55.5%	10.7%

【設問】

あなたは、「学校の先生になってみたい」と思いますか。

【回答の傾向】

- ・『はい』と答えた割合が最も高かったのは小学生だった。学校段階が上がるとともに、『どちらでもない』の割合が減り、『いいえ』の割合が高くなった。
- 教員の魅力を広く発信する取組として、【取組24 教職員の人材確保、人材育成】の主な施策に「○ホームページやInstagramを活用した情報発信、PR動画による魅力発信の継続」を追加。



	はい	どちらでもない	いいえ
小	10.0%	30.0%	59.9%
中	6.6%	24.9%	68.5%
高	9.2%	19.7%	71.0%

【設問】

あなたが、学校や教育について「こうなったらいい」と思うことがあれば、自由に書いてください。

【回答の傾向】

- ・さまざまな意見が寄せられる中で、特に中高生から「校則を見直してほしい、髪型を自由にしてほしい」という意見が多く見られた。
- 令和3年度に各県立学校に対し、校則を点検し、必要かつ合理的な範囲を逸脱している場合は、見直しを行うよう依頼を実施。校則の見直しにあたっては、児童生徒もしくは保護者が何らかの形で携わるような手順を取ることで統一している。【取組34 子供からの意見聴取・対話】の主な施策に、「○校則の点検及び見直しにおける当事者等の意見聴取」を明記。

第4期熊本県教育振興基本計画の概要について

◎策定の趣旨

第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン

基本理念：**夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり**

人口減少・少子高齢化

グローバル化の進展

子供の貧困・地域間格差

社会のつながりの希薄化

様々な社会課題が山積し、将来の予測が困難な時代

(情勢の変化)

・働き方改革の推進
・デジタルトランス
フォーメーション(DX)
の進展
・SDGsの取組(誰一
人取り残さない)
・TSMCの本県進出
・こども基本法の成立
・国第4期教育振興
基本計画の策定
など

(教育の課題)

いじめ、不登校

確かな学力の向上

特別支援教育の充実

グローバル人材の育成

県立高校の定員割れ継続

誰一人取り残さない
学びの保障

教員の確保・育成

教職員の働き方改革

教育DX など

第4期熊本県教育振興基本計画の策定

- 教育基本法第17条第2項に基づき策定する、
県の教育の振興のための基本的な計画
- 計画期間 令和6年度～令和9年度(4年間)

◎基本理念と基本目標

《基本理念》自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり

《基本目標》①変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進

②共生社会の実現に向けた教育の充実

③世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり

④活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興

⑤災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、

『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

◎10の基本的方向性と主な施策

基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上

・家庭及び地域の教育力の向上 ・就学前教育の充実

基本的方向性2 安全・安心に過ごせる学校づくり

・人権教育 ・いじめ対策 ・不登校対策 ・学校の防災、安全対策

基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

・学力、道徳性、体力の向上 ・水俣病問題等を通じた環境教育等の推進

基本的方向性4 障がいや多様な教育的ニーズに応える

・特別支援教育の充実と支援学校の整備 ・多様なニーズへの対応

基本的方向性5 キャリア教育の充実、グローバル人材の育成

・キャリア教育の充実 ・外国語、国際教育の充実
・郷土愛の醸成 ・高等教育との連携

基本的方向性6 魅力ある学校づくり

・県立高校の魅力化推進 ・才能や個性を伸ばす教育
・地域との連携 ・私立学校の振興

基本的方向性7 子供たちの学びを支える環境づくり

・教育における経済的支援 ・教職員の確保、育成 ・働き方改革
・教育DX ・学校施設の整備

基本的方向性8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

・文化振興 ・スポーツ振興 ・学習機会等の充実

基本的方向性9 災害からの復旧・復興

・文化財の復旧 ・心のケアの継続 ・後世への伝承

基本的方向性10 子供からの意見聴取・対話

次期学校教育情報化推進計画の策定について

教育政策課

1 学校教育情報化推進計画の性格について

学校教育の情報化の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき策定する、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画であり、県が定めるもの。

2 計画の現状について

- ・第 1 期計画の「熊本県教育情報化推進基本方針」は、計画期間が令和 2 年度から令和 5 年度であり、新たに第 2 期計画を策定する必要がある。
- ・第 2 期計画の策定に向けて、外部有識者会議（熊本県教育情報化推進会議）を設置。これまでに 3 回開催し、意見を聴取している。

3 計画の今後の進め方について

計画の策定に当たっては、県教育振興基本計画等との整合を図りながら、令和 6 年度内の策定を目指し、以下のスケジュールを想定している。

今後のスケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| R6.12.11(水) | ・ 11 月議会教育警察常任委員会において、案を報告 |
| R6.12 ~ R7.1 月 | ・ 計画について、パブリックコメントを実施、 |
| R7.2 月 | ・ 外部有識者会議（最終）における意見聴取 |
| R7.2 ~ 3 月 | ・ 2 月議会教育警察常任委員会において、最終案を報告 |
| R7.3 月 | ・ 策定 |

「熊本県学校教育情報化推進計画」の策定について

I 計画策定の趣旨

- 学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき策定する、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画
- 本県の学校教育の情報化に関する今後の施策の方向性を示すとともに、市町村による学校教育情報化推進計画の策定の参考となるもの
- 令和6年度からの4年間を計画期間とし、必要に応じて適宜見直しを行う

II 本県の学校教育の情報化に関する基本的な方針

I 基本的方向性（目指す姿）

- ICTの活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「学校の業務改革」の実現
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
 - ・児童生徒が1人1台端末を当たり前の文房具として日常的に活用する中で、「児童生徒主体のICTの活用」の普及
 - ・学習データの活用の普及
 - ・不登校・障がい等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や県立高校の魅力化等へのICTの活用の普及
- データの連携による新たな学習指導・学校経営の高度化（校務DX）
 - ・汎用クラウドツール等の活用、校務支援システム等の充実・クラウド化、ネットワークの統合や端末の一台化、データ連携基盤の構築等の普及

2 全般的事項

- ・「学校情報化認定制度」による各学校の優良校の認定の更新（再取得）
- ・市町村による「学校情報化先進地域」の認定取得等を支援

3 児童生徒の情報活用能力

- ・情報活用能力の育成
- ・健康面への配慮
- ・いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ・障がいのある児童生徒の教育環境の整備
- ・相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ・日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実
- ・県立高校における魅力化等の推進

4 教職員のICT活用指導力

- ・学校の教職員の資質の向上
- ・人材の確保等

5 ICTの環境整備

- ・学校におけるICT活用のための環境の整備
- ・教育データの利活用、教育DXの推進
- ・デジタル教材等の普及の推進
- ・個人情報の保護、情報セキュリティ対策等

6 ICT推進体制の整備と働き方改革

- ・学習の継続的な支援等のための体制の整備
- ・情報化による校務の効率化

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（学校人事課所管分）

学校人事課

1 改正の必要性

刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

2 改正の内容

刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、関係規定を整備するもの。

改正する条例（学校人事課所管分）は以下のとおり。

- 熊本県立学校職員の給与に関する条例

3 改正内容の詳細

「熊本県立学校職員の給与に関する条例」の規定中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの。関係する条項及びその概要は以下のとおり。

- 第 16 条の 2 第 3 号
- 同項第 4 号
- 第 16 条の 3 第 1 項第 1 号...期末手当一時差し止めの条件
- 同条第 5 項第 1 号...期末手当の一時差し止処分を取り消さなければなら
ない場合についての定め

期末手当の支給対象外となる職員について
の定め

4 条例の施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（学校安全・安心推進課所管分）

学校安全・安心推進課

1 改正の必要性

刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

2 改正の内容

刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、関係規定を整備するもの。

改正する条例（学校安全・安心推進課所管分）は以下のとおり

- 熊本県いじめ防止対策審議会条例

3 改正内容の詳細

「熊本県いじめ防止対策審議会条例」の規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの。関係する条項及びその概要は以下のとおり。

- 第 10 条

（新旧対応表）

旧	新
（罰則） 第 10 条 第 7 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 10 条 第 7 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

4 条例の施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

第3期熊本県スポーツ推進計画最終案について

体育保健課

1 パブリック・コメントの結果

(1) 募集期間

令和6年(2024年)10月15日(火)から11月13日(水)まで

(2) 素案の掲載(閲覧)場所

熊本県ホームページ、熊本県教育委員会ホームページ、熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課(県庁行政棟新館8階)、各広域本部・地域振興局総務課又は総務振興課(県内10カ所)、熊本県庁情報プラザ(県庁行政棟本館1階)、くまもと県民交流館パレア(テトリア熊本ビル9階)、熊本県立美術館本館及び分館、熊本県立図書館、公立大学法人熊本県立大学、県有体育施設(県内6カ所)

(3) 御意見の提出方法

電子メール及びFAX、郵送

(4) 御意見の件数(意見提出者数)

2件(2人)

(5) 御意見の取扱い

反映：寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、
内容に反映するもの・・・[1件]
既掲載：御意見の趣旨が既に掲載されて
いるもの・・・[1件]

(6) 計画に対する御意見と県の考え方



【基本施策2 県民スポーツをささえる環境づくりの推進】について			
番号	御意見・提案の概要	県の考え方	取扱
1	スポーツ施設整備について、主な整備理由として施設の老朽化は重要な視点であるが、全国的に整備が進んでいる新たなサッカースタジアムの建設について検討してほしい。	スタジアム、多目的アリーナ、野球場、武道場等のスポーツ施設について、有識者による検討会議により検討を進めており、県としての整備の方向性を決定します。	既掲載
2	[表3] 総合型地域スポーツクラブ育成状況(熊本県)について、玉名市のいだてん玉名は法人格を取得し、NPO 法人いだてん玉名 SC となっている。訂正をお願いします。	御指摘の通り、修正します。	反映

2 現在の取組状況を踏まえた追記事項

【基本施策2 県民スポーツをささえる環境づくりの推進】について		
番号	内容	該当項
1	上から4行目に下記の文章を追記します。 → 全国的に中学校部活動の地域移行が進められており、本県でも、子どもたちが継続的にスポーツに親しむことのできる環境の整備が求められています。	P 2 4
2	1行目に下記の文章を追記します。 地域スポーツクラブの設置 → 将来にわたって、子どもたちがスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、中学校運動部活動の地域移行を進めます。その地域移行した中学校部活動の受け皿となる地域スポーツクラブを各市町村に設置できるよう、市町村とスポーツ競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体との連携を推進します。	P 2 5